

事務連絡
令和5年4月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の院内感染対策については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資料について」（令和5年4月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、幅広い医療機関において新型コロナウイルス感染症の診療に対応いただける環境を整備いただくよう、啓発資料の周知に御協力いただいているところです。

今般の感染症法上の位置づけ変更後においても、新型コロナウイルス感染症による院内感染対策は重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、保健所への報告及び相談に関しては、「インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する保健所への報告及び相談について」（平成27年3月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。別添参照。）でお示ししているインフルエンザ及びノロウイルス感染症に係る対応と同様に、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、各医療機関に対し保健所等の行政機関に速やかに連絡すること等を指導するよう、また、保健所等の行政機関においては医療機関に対し速やかに技術的な支援を行っていただくようお願いいたします。

事務連絡
平成 27 年 3 月 9 日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

インフルエンザ及びノロウイルス感染症の院内感染に関する
保健所への報告及び相談について

毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えているインフルエンザにつきましては、平成 26 年 11 月 14 日健感発 1114 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」において、「平成 26 年度今冬のインフルエンザ総合対策について」及び「平成 26 年度インフルエンザ Q & A」について、貴管区内市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底をお願いしているところ です。

また、ノロウイルス感染症についても、平成 26 年 11 月 28 日に厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬食品局食品安全部監視安全課から出されている、事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルス感染予防対策の啓発について」において、感染予防対策の啓発をお願いしているところ です。

多剤耐性菌による院内感染については、「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日医政地発 1219 第 1 号）において、目安として 1 事例につき 10 名以上の院内感染による感染者が発生した場合や、当該院内感染事案との因果関係が否定できない死亡者が確認された場合は、管轄する保健所に速やかに報告することとしています。

インフルエンザ及びノロウイルス感染症も、院内感染として重要であることから、貴部局におかれましては、各般の施策の実施の徹底を図られるとともに、患者が多数発生した場合や関連が否定できない死亡事例が確認された場合など、重大な院内感染事案が発生した場合には、保健所等の行政機関への速やかな連絡により当該行政機関から技術的な支援を得ること等を医療機関に対し指導するよう重ねてお願いいたします。